

平成27年度認可保育所・幼稚園入園に
 関して制度が変わります。
 「子ども・子育て支援新制度」がスタートします



施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のために認定を受けていただきます。
 新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設など
 (幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まっていきます。
 手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、
 次のようになりますのでご確認ください。

<認定区分について>

認定申請では、お子さんの年齢と保育の必要性をもとに、次の3つの区分に認定します。
 認定区分により、利用できる施設や時間は、それぞれ次のとおりです。

| | 幼稚園 | 保育所 | 認定こども園 | 地域型保育 | 利用できる時間 |
|-----------------|-----|-----|--------|-------|---|
| 1号認定 (満3歳以上) | | | | | 1日4時間 (教育標準時間) |
| 2号認定 (満3歳以上) | | | | | 1日11時間 (保育標準時間) または 1日8時間 (保育短時間) |
| 3号認定 (満3歳未満) | | | | | |

※現在、宜野湾市には認定こども園や地域型保育はありません。

新制度に関するQ&A

Q1、幼稚園の利用を希望する場合も保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A、新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただきます。幼稚園のみを利用する場合は、「教育標準時間認定(1号認定)」を受けていただきます。
 ※併願をお考えの方は、Q2をご覧ください。

Q2、共働きで幼稚園と保育所を併願する場合は、どのような認定を受ければいいですか？

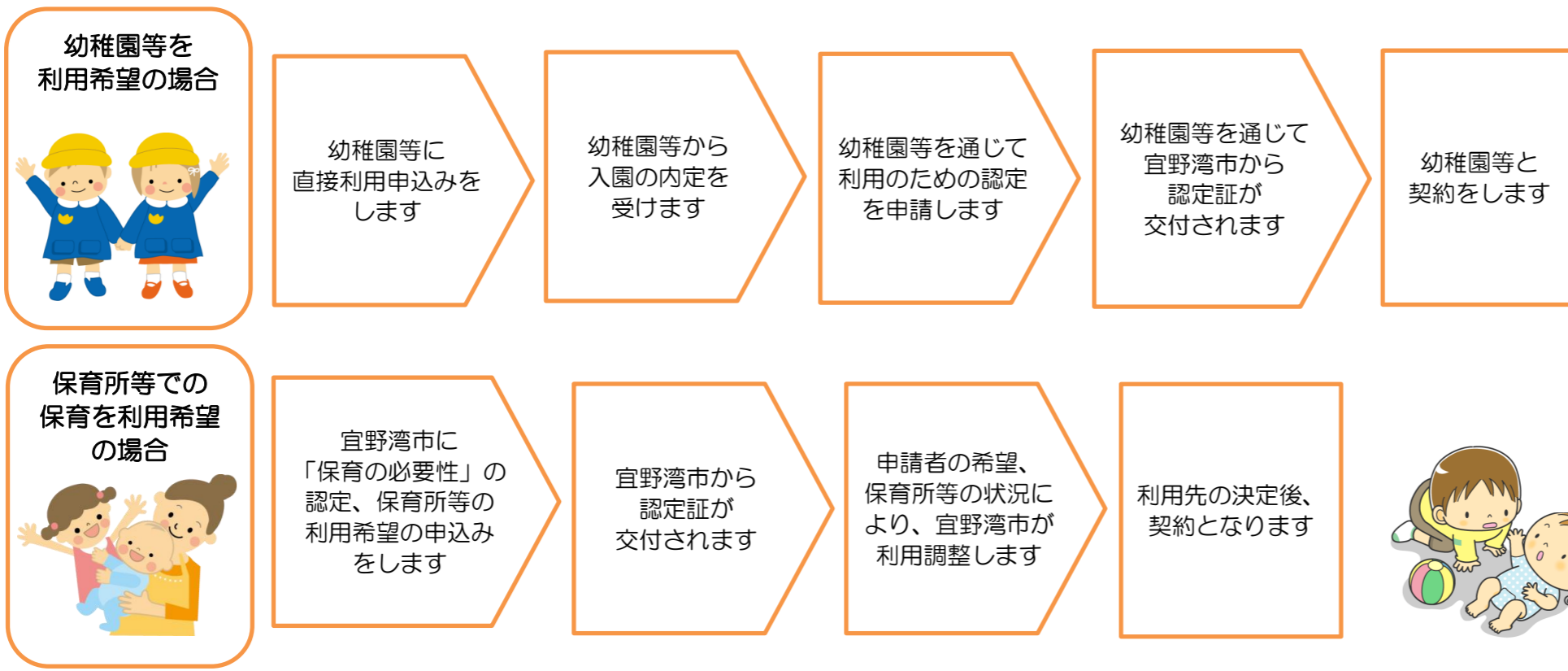
A、幼稚園と保育所を併願する場合は、「満3歳以上・保育認定(2号認定)」を受けていただきます。
 その後の実際の幼稚園または保育所の利用状況を見て、認定を維持するか変更するかの判断をいたします。
 併願する場合は、認定申請は保育課への申請になります。
 ※入園・入所申込みそのものについては今までとは変わりません。

Q3、幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうでしょうか？

A、幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料など変更になる場合があります。現在、検討を進めています。

(裏面へ)

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ



※新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設

保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

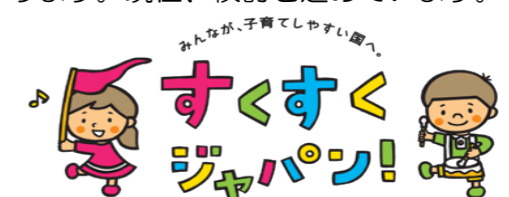
認定こども園※1

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせもち、地域の子育て支援も行う施設

地域型保育※2

家庭的な雰囲気のもとで保育を行う、定員5人以下の家庭的保育や、定員6人~19人の小規模保育などの施設

※1、2 現在、宜野湾市には認定こども園や地域型保育はありません。



認可保育園

これまで、「保育に欠ける」ことが保育所の入所要件でしたが、新制度では、保育に欠ける・欠けないに関わらず、幼児教育・保育を受けることを希望されるすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準を基に保育の必要性の有無や必要量を認定します。
保育所などでの保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

①保育を必要とする事由（※次のいずれかに該当することが必要です）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての労働を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として宜野湾市が認める場合
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。



②保育の必要量（※就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます）

- a. 「保育標準時間」利用・・・→フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
 - b. 「保育短時間」利用・・・→パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
- ※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり64時間で、
（保育課で定める就労の最低基準：4時間以上/日、4日以上/週、42,000円以上/月額）

③「優先利用」への該当の有無

入所を希望するお子さんに障がいがある場合、ひとり親家庭などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

☆新制度・認可保育園に関して☆

*これまでの認可保育園への申込み手続きと大きく異なるものではありませんが、認可保育園・幼稚園等施設などの利用を希望する方は在園児・新規申込みに関わらず全員、認定の申請が必要になります。

（新規申込の場合は、認定の申請と保育所申込みは同時手続きとなります。）
在園児に関しては、別途各保育所を通じてお知らせします。

*保護者の個々の就労実態に応じて保育短時間認定（8時間）を実施します。短時間の利用時間（8時間）については、**各保育所毎で設定**します。短時間認定の方が、その時間帯以外の利用をする場合は延長保育としての取り扱いになります。時間帯については現在調整中ですので、決まり次第お知らせします。

*入所が決定した場合の保育料に関して、標準時間認定者と短時間認定者では保育料が異なります。保育料の詳細についても現在調整中ですので、決まり次第お知らせします。

*世帯の状況が変われば必ず保育課へご連絡をお願いします。

※例 勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産、産休・育児休業の取得、児童扶養手当の支給開始および停止、障がい者（児）がいる世帯へ変更、所得の修正申告等

*認可外保育園のみを希望する方は、認定申請や認可保育所入所申込みの必要はありません。



幼稚園



現在、宜野湾市では平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に向けて準備が進んでいます。この新制度では、施設利用希望者は、利用のために3つの認定区分を受けることとなりますが、公立・私立を問わず、幼稚園を利用希望する場合は、「1号認定」となります。

幼稚園とは・・・小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う学校。
 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、教育時間後に預かり保育などを実施。

公立幼稚園

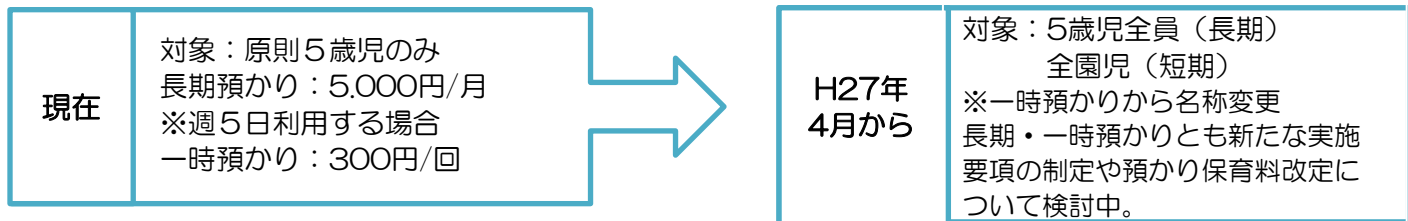
- 新制度への対応について
 従来どおり、市内全園における入園の対象幼児は、年中（4歳児）、年長（5歳児）となります。また、幼児教育の内容にも大きな変化はありません。
- 入園について
 新制度では、幼稚園の利用を希望する保護者は、「1号認定」を受け、市は「認定証」を発行します。



- 保育料
 国基準を上限とし、世帯の市民税額に応じた負担額（応能負担）となります。
 （在園児の保育料も応能負担になります。）
 詳細は、国の制度に基づき調整中のため、改めてお知らせいたします。



- 預かり保育
 新制度においては、「一時預かり事業（幼稚園型）」の名称で、預かり保育を行います。



※預かり保育の申請手続き等については、これまでと大幅な変更はない予定です。

宜野湾市では、新制度に基づき幼児教育の充実とサービス向上を目指してまいります。今後とも、新制度に伴う宜野湾市の幼児期の学校教育・保育に対して、ご理解をいただきますようお願い致します。

◇◆宜野湾市役所教育委員会 学務課・指導課 892-8285/892-8289◆◇

私立幼稚園

- 新制度へ移行する園と現行制度を継続する園とがあり、各園の判断にてどちらかを選択していただきます。

| | | 保育料 |
|---------------|------|--|
| 私立幼稚園がどちらかを選択 | 現行制度 | 各園にて独自に保育料を設定。なお、世帯の市民税額に応じて減免を受けることができる「就園奨励費補助」制度があります。この制度の該当世帯は、保育料の減免を受けることができます。 |
| | 新制度 | 国基準を上限とし、 <u>世帯の市民税額に応じた負担額（応能負担）で市が保育料を設定。</u> 最初から所得に応じて保育料が減免されているため、就園奨励費補助はありません。 ※保育料については、国の制度に基づき調整中のため、改めてお知らせいたします。 |

◇◆私立幼稚園の詳細については、直接希望する幼稚園にお問い合わせください。◆◇